

平成29年度事業者向け食品表示講習会のご案内

食品表示が変わりました!

～ 正しく知って、正しく表示 ～

食品表示法が施行され、2年が経過するとともに、平成29年9月1日に、加工食品の原料原産地表示が義務化されました。

経過措置期間はありますが、府内の食品関連事業者の皆様が同法に基づく表示を適正にしていただけるよう、食品表示法講習会を開催します。

京都府内で
食品を製造・販売
している方へ

内 容

①食品表示法について

食品表示法の目的・概要

食品表示制度一元化の背景や食品表示基準の構成について解説します。

食品表示について

生鮮食品、加工食品、原材料、添加物、アレルギー表示など、事例を交えて分かりやすく解説します。

従来からの変更点

アレルギーの表示方法の変更や栄養成分表示の義務化など、これまでの表示方法から何が変わったのか、これからのような表示が必要なのかを解説します。

②質疑

事前にお寄せいただいた質問にお答えします。



先着順 参加費無料 定員195名

平成 30年 1月 26日 (金)
13:30～16:00

場所 峰山総合福祉センター コミュニティホール
(京丹後市峰山町杉谷691)

※ プログラム等については、一部変更して実施する場合があります。

講 師

京都府職員

主催 京都府丹後広域振興局農林商工部企画調整室

参加申込期限：平成30年1月19日（金）まで

事業者向け食品表示講習会 参加申込書

■ 団体・会社名

■ 役職名

■ 参加者氏名（ふりがな）

■ 所在地

〒

■ T E L

■ F A X

■ E-mail

■ 質 問

質問の締め切りは1月5日（金）とさせていただきます。

※ 当日ご質問いただいてもその場で回答できない場合がございますので、お聞きになりたいことがございましたら必ずご記入ください。

※ 個別の内容に関する質問については、本講習会では回答できません（当社製品の食品表示に問題ないか確認してほしい等）。

申し込み方法

- 上記参加申込書にご記入の上、申込期限までに FAX、E-mail、郵送等でお申し込みください。
- 質問の受付締め切りは平成30年1月5日（金）です。
- 申込により得られた個人情報は厳重に管理し、京都府の食品表示講習会事業でのみ利用します。

注 意 事 項

- 定員に達し、ご参加いただけない場合のみご連絡いたします。
- お申し込みの受付後、受講票の発送はいたしません。連絡の無い場合、参加いただけますので、当日会場までお越しください。駐車場は「総合福祉センター駐車場」及び「京丹後市役所駐車場」をご利用ください。
- 当日の気象状況等により、やむを得ず中止させていただく場合があります。その際は京都府丹後広域振興局のホームページでお知らせ致します。

申し込み及びお問い合わせ先

京都府丹後広域振興局農林商工部企画調整室

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 8 5 5 TEL : 0772-62-4315 FAX : 0772-62-4333

E-mail : tanshin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp